

## 市民連合「ハラスメント防止について」

2022年5月5日

市民連合では活動においてハラスメントが発生することのないよう取り組みます。

ハラスメントとは相手より優越した立場にあることを利用して、嫌がることを強要したり、個人の尊厳を傷つけたりして、身体的・精神的な苦痛、恐怖、屈辱感を与える行為です。

相手を対等な関係にあるとは思わず、見下したり、貶めたり、または支配したいという（無意識な）思いがハラスメント言動をもたらします。たとえ自分の社会的地位や経験が相手よりも上回っていたとしても、相手の人格を否定せず、行為主体性（自分で決定を下す能力）を尊重しましょう。

相手が女性の場合、市民運動に携わる一人の市民として扱うのではなく、女性として扱い、女性役割を強要することもハラスメントにあたります。その女性が市民やアクティビストとしてではなく、女性として見ることは、市民やアクティビストとしての人格を否定することを意味します。

ハラスメントを受けた側は、上下関係があるために嫌とは言えなかったり、笑ってやり過ごしたりする場合があります。明確な拒否反応がなかったからといって、相手に受け入れてもらっていると誤解しないようにする必要があります。なかには自分に好意を持っていると勘違いする男性も少なくありません。

ハラスメントは、リベラルな運動においても発生します。特に権力と闘っているという意識のある男性は、自分自身は女性やマイノリティに対して権力を持っているという自覚に欠ける傾向があります。社会的意義のある活動をしているからといって、ハラスメントをしていいわけではありません。女性に慰めてもらおうという依存心もハラスメントにつながります。

ハラスメントは起きる場所や関係性、特性によって異なる言い方がなされています。性的言動はセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、上下関係を利用した非性的言動はパワー・ハラスメント、ジェンダー規範（男らしさ・女らしさ）の押し付けはジェンダー・ハラスメント、LGBTQ+に対してはSOGIハラスメント、有権者から候補者への場合は

票ハラスメント、などです。

自らの言動がハラスメントに該当しないか十分注意を払い、ハラスメントを行わないよう努めることが重要です。また、ハラスメント行為が見受けられる場合には、市民連合関係者は、傍観者とならず第三者として介入し、加害者に注意を促し、被害者に苦情相談などについて適切に助言するよう努める必要があります。ハラスメントは活動する場の外でも起きる可能性があり、それなのに活動外で起きたことだからと放置されてしまうと、誰もが安心して参加できる活動はつくれません。ハラスメントに関する問題を当事者間の問題として片付けず、また被害者の方が責められて二次被害を受けたり、ハラスメントをきっかけに活動に参加しづらくなったりすることなどがないよう留意しましょう。ハラスメントを受けたと感じたら、信頼できる人や外部の専門家に相談し、支援を受けてください。市民連合はハラスメントを許容しません。

具体的なハラスメントの事例等については、職場と市民運動の違いはありますが、厚生労働省のサイトをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

以上